


— 違反対象物の公表制度の運用を開始しました —

**重大な消防法令違反の建物を公表する
違反対象物の公表制度のご案内**

「違反対象物の公表制度」は、建物の利用者の方が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防署等が保有する建物の火災危険性に関する情報(重大な消防法令違反)をホームページで公表するものです。

※画像はイメージです。



「重大な消防法令違反」とは、消防法令により屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物で、これらの消防用設備等のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものをいいます。

違反対象物情報は消防本部のホームページで公表します



公表の対象となるのは、不特定多数の方が出入りする建物等の重大な消防法令違反に関する情報(建物名、住所、違反の内容等)です。

詳しくは、[こちら](#) ⇒

[違反対象物公表制度](#)

公表されている違反対象物は[こちら](#) ⇒

[違反対象物一覧表](#)

【 開始年月日：令和2年4月1日 】